

# 公 示

一般貸切旅客自動車運送事業に係る運賃・料金をあらかじめ届け出ることができる範囲について

制 定 平成14年1月30日 九運公福第62号

道路運送法施行規則第10条の2第2項第2号に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出をあらかじめ行えばよい範囲を下記のように定めたので公示する。

平成14年1月30日

九州運輸局長  
谷口克己

## 記

届出を行う運賃・料金が平成14年1月30日付け九運公福第61号公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」の別紙1「変更命令を必要としない運賃・料金の額の範囲」内であり、その適用する方法によっても範囲外とならない届出である場合

## 附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に当局管内の陸運支局において受付ける届出について適用する。
2. 平成12年1月21日付け九運公福第4号「一般貸切旅客自動車運送事業に係る運賃・料金をあらかじめ届け出ることができる範囲について」は、平成14年1月31日をもって廃止する。